

# 男女雇用機会均等対策基本方針の改定について

## 1. 基本方針の概要

男女雇用機会均等対策基本方針（以下「基本方針」）は、男女雇用機会均等法（以下「均等法」）第4条に基づき、男性労働者及び女性労働者を取り巻く環境の変化や、関連する施策の進捗状況等を踏まえつつ、①男女労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項を明らかにするとともに、②雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項を示すもの。

(参照条文) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）（抄）

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
  - 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

## 2. これまでの策定経過

- 昭和 62 年 第 1 次女子労働者福祉対策基本方針  
(運営期間：昭和 62 年度～平成 3 年度)
- 平成 4 年 第 2 次女子労働者福祉対策基本方針  
(運営期間：平成 4 年度～平成 8 年度)
- 平成 12 年 第 1 次男女雇用機会均等対策基本方針  
(運営期間：平成 12 年度～平成 16 年度)
- 平成 19 年 第 2 次男女雇用機会均等対策基本方針  
(運営期間：平成 19 年度～平成 23 年度)
- 平成 29 年 第 3 次男女雇用機会均等対策基本方針  
(運営期間：平成 29 年度からおおむね 5 年間)

## 3. 改定の基本的な方向性（案）

### (1) 構成及び内容について

- 構成や内容については、第 3 次基本方針を土台に、現状を踏まえて改定を行う。

### (2) 運営期間について

- 今回の改定から、
  - ①運営期間の終期を定めないこととした上で、
  - ②毎年、労働政策審議会雇用環境・均等分科会に対して、男女労働者の職業生活と施策の動向に関する報告を行う。
- これまでは運営期間を 5 年と定めていたが、今後は、基本方針の骨格に大きな変更を与える事情が生じた場合に改定を検討する。
- 上記の報告は、毎年「雇用均等基本調査」（注 1）と「働く女性の実情」（注 2）の報告によって行う。

(注 1) 男女の雇用均等問題に関する雇用管理の実態を把握し、雇用均等行政の成果測定や方向性の検討を行う上での基礎資料を得ることを目的として、統計法に基づく一般統計調査として、毎年実施しているもの。

(注 2) 昭和 28 年以来、働く女性に関する動きを取りまとめ、毎年、紹介してきたもの。内容は、毎年「働く女性の状況」と「働く女性に関する対策の概況」から成る。